生命保険会社

損害保険会社

I. 自筆困難者への対応

(1)	新規契約	
\ I	•	おり ヘル・フモ ハコ	

1)新規契約			
3筆困難者への代筆に係る手続に関する内規の有無	42	33	75
:記の内規が存在する場合			
当該内規において代筆者として認めている者の範囲			
自社職員または代理店職員(営業職員を除く)	25	16	41
自社または代理店の営業職員	12	13	25
同行(同席)親族等(含む同居人)	42	32	74
その他	30	30	60
当該内規において、代筆の際、同席による確認等、複数の職員が関与することとなっているか	29	22	51
代筆の際、当該内規において、自筆困難者の意思表示内容や、複数の職員が 関与した事実を記録として残すこととなっているか	37	32	69
新規契約時に当該内規に基づく対応を実施しているか、検証しているか	40	21	61
2)保全手続			
3筆困難者への代筆に係る手続に関する内規の有無	42	33	75
:記の内規が存在する場合			
当該内規において代筆者として認めている者の範囲			
自社職員または代理店職員(営業職員を除く)	27	16	43
自社または代理店の営業職員	15	14	29
同行(同席)親族等(含む同居人)	42	32	74
その他	34	30	64
当該内規において、代筆の際、同席による確認等、複数の職員が関与することとなっているか	24	23	47
代筆の際、当該内規において、自筆困難者の意思表示内容や、複数の職員が 関与した事実を記録として残すこととなっているか	37	32	69
保全手続時に当該内規に基づく対応を実施しているか、検証しているか	40	21	61

Ⅱ. 視覚障がい者への対応 (1)新規契約

総合通知

(1)新規契約			
視覚障がい者への代読に係る手続に関する内規の有無	38	31	69
上記の内規が存在する場合			
当該内規において、代読の際、同席による確認等、複数の職員が関与することとなっているか	28	19	47
当該内規において、代読の際、個人情報を漏えいすることがないように配慮しているか	35	29	64
当該内規において、代読の際、視覚障がい者の意思表示内容や複数の職員が 関与した事実を記録として残すこととなっているか	27	23	50
当該内規に基づき対応が行われているかについて、検証しているか	31	19	50
(2)保全手続			
視覚障がい者への代読に係る手続に関する内規の有無	33	32	65
上記の内規が存在する場合			
当該内規において、代読の際、同席による確認等、複数の職員が関与することとなっているか	25	19	44
当該内規において、代読の際、個人情報を漏えいすることがないように配慮して いるか	30	29	59
当該内規において、代読の際、視覚障がい者の意思表示内容や複数の職員が 関与した事実を記録として残すこととなっているか	25	23	48
当該内規に基づき対応が行われているかについて、検証しているか	27	19	46
当該内規に基づき対応が行われているかについて、新規契約・保全手続時以外に おいて検証・確認しているか	24	17	41
保険証券、総合通知(契約内容のお知らせ)等を点字の記載にて通知する方法を確	保しているか		
保険証券	12	2	14

11

13

2

7	その他通知物	13	3	16
送付時の封筒		15	1	16
	保険証券、総合通知(契約内容のお知らせ)等を点字の記載による通知の対応 が視覚障がい者等からの請求等を要するか(必要の場合に計上)	17	5	22
	点字の記載にて通知物を送付した保険契約者等に対して定期的に通知物 を送付する場合、継続的に点字の記載にて通知しているか	4	0	4
点字に代わる措置を整備しているか		22	9	31

Ⅲ. 聴覚障がい者への対応 (1)新規契約

聴覚障がい者への対応に係る手続に関する内規の有無	28	30	58
聴覚障がい者との営業店や代理店でのやり取りについて、口頭でのやり取り以外の 対応を可能としているか	40	33	73
上記の場合、具体的な対応方法			
筆談	36	29	65
コミュニケーションボード	26	13	39
手話通訳者	2	3	5
その他(遠隔手話通訳サービス等)	15	15	30
(2)保全手続			
聴覚障がい者への対応に係る手続に関する内規の有無	28	31	59
聴覚障がい者との営業店や代理店でのやり取りについて、口頭でのやり取り以外の 対応を可能としているか	40	32	72
上記の場合、具体的な対応方法			
筆談	34	28	62
コミュニケーションボード	26	13	39
手話通訳者	2	3	5
その他(遠隔手話通訳サービス等)	21	17	38
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	41	33	74
上記の場合、具体的な対応方法			
手話通訳者等を介した電話(電話リレーサービス等)	9	8	17
チャット	5	4	9
メール	32	28	60
FAX、郵送	29	28	57
その他	12	14	26

Ⅳ. 知的・精神・発達障がい者への対応

(1)	新規契約	

(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
知的・精神・発達障がい者への対応に関する内規の有無	30	27	57
知的・精神・発達障がい者に配慮した取組みを行っているか	31	29	60
(2)保全手続			
知的・精神・発達障がい者への対応に関する内規の有無	28	29	57
知的・精神・発達障がい者に配慮した取組みを行っているか	29	29	58
V. 示談交渉時における障がい者への対応			
障がい者自らが示談交渉を行う場合における、障がい者への配慮に関する内規の 有無		23	23
VI. その他			
代筆・代読、筆談等の対応が可能な旨を営業店や代理店等に顧客対面窓口に耳 マークを掲示する等、顧客が認識できる形で明示しているか	31	16	47
障がい者等に配慮した取組みの内容や営業店や代理店等の情報について、障が い者等の視覚・聴覚等で認識されるよう情報発信を行っているか	29	18	47
上記で情報発信を行っている場合、具体的な取組み			
ウェブサイトへの掲載	25	17	42
フリーダイヤルでの案内	6	3	9
その他	10	2	12
障害者差別解消法の施行等を踏まえ、障がい者及びその家族等からの相談に対応 するため、相談窓口を整備しているか	30	22	52
上記で相談窓口を整備している場合、具体的な整備状況			
ウェブサイトにおける障がい者専用窓口	14	10	24
障がい者専用フリーダイヤル	6	3	9
その他	18	15	33
障がい者等に配慮した自社の取組み・施策について、職員及び保険募集人(代理店を含む)に対して周知しているか	39	33	72

障害者差別解消法の施行等を踏まえ、法の趣旨の普及を図るとともに、職員及び 保険募集人(代理店を含む)の障がい者等の障がいに関する理解の促進を図り、障 がい者への対応力向上に資する取組みを行っているか		36	31	67
-	上記で障がい者への対応力向上に資する取組みを行っている場合、具体的な取	組み		
	研修	32	30	62
	民間資格取得	15	5	20
	その他	19	13	32
職員及び保険募集人(代理店を含む)の理解の促進、対応力向上の取組みに関して、現場レベルへの浸透状況の検証を行っているか		28	19	47
インターネットでの申し込み手続きや営業端末及びスマートフォン向けアプリの開発・改良を行う際に障がい者の意見を取り入れているか		8	3	11
障がい者への対応について障がい者のニーズを把握(顧客へのアンケート等)しているか		17	14	31